

“日米地位協定”を改定しない日本は被占領地？属国？

藤代政夫

沖縄県における米軍機事故、米兵による犯罪、米軍機の騒音、基地の環境問題が起きるたびに日米地位協定の問題が指摘されます。では本土では地位協定に係る問題はないのだろうか？否、0.6%の面積に70%の在日米軍基地がある沖縄が目立つのであって（これ自体沖縄への差別構造ですが）本土内でも多くの問題があります。岩国基地の米兵による交通事故への対応、横田ラブコン（空域）があるので羽田空港の民間飛行機の飛行ルートが制限、米軍機の低空飛行ルートが本土内に6～9ルートありその被害が。沖縄だけの問題という事ではなく日本全土の問題である=日本国民すべての問題であるといった点をまずもって確認しておく必要があります。

日米地位協定は1952年のサンフランシスコ講和条約が締結されたとき同時に結ばれた日米安保条約・日米行政協定が継承されたものであり、敗戦後連合軍に占領された時代が終わったと同時に米軍がそのまま日本に駐留できる内容のもの。“日本全土基地方式&米軍による自由使用”といった被占領状況のままできている事が2019年の今でも多くの問題を引き起こしているのです。

沖縄県は2017年と2018年にドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスの駐留米軍との関係の現地調査を、日弁連も2018年にドイツ・イタリアの調査をしました。外国との対比で日米地位協定の異常性、被占領性・属国性がより明らかになってきました。

これらの調査結果を踏まえて具体的に問題となる事案にどう日米地位協定が規定されているか見てみましょう。

米軍機の墜落事故など

オスプレイは沖縄普天間にMV-22が24機、横田基地にCV-22が5機（最終的に10機）、そして木更津基地はオスプレイの整備拠点に・・・だから沖縄だけでなく米軍機の墜落事故の危険性は日本全土にあるのです。沖縄国際大学にヘリが墜落した時は米海兵隊が大学を封鎖、日本の警察は入れなかった。名護市沖に墜落したオスプレイの本体捜査も調査も日本側ではできなかつたのはなぜなのか？

1953年9/29の「日米行政協定17条を改正する議定書に関する合意された公式議事録」に“日本国の当局は通常合衆国軍隊が使用しあつその権限に基づいて警備している基地内にあるすべての者、もしくは財産について、又は所在地のいかんにかかわらず合衆国の財産について捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行ふしない”と合意されて、1960年以降地位協定になつても引き継がれているのです。（事実上の密約・前泊編「日米地位協定入門」89頁）。沖縄国際大学のヘリ墜落の後運用の改善として“捜査のガイドライン”がつくられたが外側の規制ラインを日本の警察が行う事にしただけで事故機は一切日本の警察が手をつけられない。それはこの合意があるからです。

現地調査からドイツではドイツが現場を規制し調査を主体的に関与し、イタリアではイタリア検察が証拠品を押収、イギリスでは英國警察に優先権があり現場を規制・捜査します。

米兵が犯罪を起こした時

米兵による少女への暴行事件が起こっても、米兵の運転する車で日本人がなくなっても日本の裁判権がなかなか及ばないのはなぜ？

地位協定 17 条 3 項：「合衆国の軍当局は次の罪（公務執行中の作為または不作為が生ずる罪）について合衆国軍隊の構成員または軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。」

地位協定 17 条 5 項：「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又軍属たる被疑者の拘禁は其の者の身柄が合衆国の手中にある時は日本国により公訴が提起されるまでの間合衆国が引き続き行う。」

となっており、“公務中”かどうかの判断は米国に。第一次裁判権が日本にある場合でも拘禁できない。更に 1953 年 10/28 日米合同委員会の非公開議事録で日本側が事実上裁判権を放棄するという密約が結ばれています。「日本の当局は通常合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍の軍法下にある彼らの家族に対し日本にとって著しく重要と考えられる事例以外は裁判権（第一次）を行使するつもりはない」と。これでは日本の司法が及ばない“治外法権”其の物です。（前泊編「日米地位協定入門」146 頁）

ドイツではドイツ警察による任務遂行権限が明記されている、イタリアではイタリア司令官の立ち入り権限を明記。

米軍は希望するところに基地を持てる

駐留する基地の名称・場所・など条約や協定に記載なし。

地位協定 2 条 1 項：「合衆国は日米安保条約第 6 条の規定に基づき日本国内の基地の使用を許される。」

「個々の基地に関する協定は第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」

と規定されているがこの合同委員会は非公開で、しかも“使用を許される”となっているが其の内実は旧安保条約の“米軍を日本国内および付近に配備する権利”なのです。講和条約交渉時の米国の根本課題である“我々が望む兵力を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を確保する”（ダレス）が継続されているのです。在日米軍基地は“全土基地方式と自由使用”であると言う本質をきちんととらえておく必要があります。

ヨーロッパでは受け入れ国の主権があり米軍基地の場所等を特定しています。

基地の管理権は・・・

国際法上の原則として領域主権の原則“一国は領域内のすべての人・物に対して排他的に規制する立法・執行管理権を有する”のはずなのに日本は外務省 HP で「当該外国軍隊およびその構成員等の公務執行中の行為には派遣国と受け入れ国との間で個別の取り決めが無い限り受け入れ国の法令は適用されません」

と。

それ故地位協定 3 条 1 項で “合衆国は基地内においてそれらの設定・運営・警備及び管理の為に必要なすべての措置を取ることができる” と「米軍の排他的管理権」を認め、外務省機密文書「考え方」で “国内法の適用は米軍の管理権を侵害しない形で行うこととされている” と日本国が適用されない免法特権を与えていたのです。

ドイツは 1988 年の大事故の後 1993 年にボン補足協定の大幅改定でドイツの主権を強化・国内法原則適用。立ち入り権も明記。イタリアは 1995 年モデル実務取り決めで国内法適用明記。1998 年ロープウェイ切断事故後 1999 年新たな協定で米軍を大幅規制。米軍基地はイタリア司令部の下に置かれ司令官常駐。ベルギーは “自国の統制を外国軍に守らせるのは当然”、国内法原則適用。立ち入り権もある。イギリスは「駐留軍法」で国内法適用を明記。基地占有権はイギリスで英司令官常駐。アメリカの立場は受け入れ国の国内法が適用されるのが原則です（米軍マニュアル）。日米地位協定は異常としか言えません。

米軍の訓練と騒音問題

米軍の飛行機は低空を飛ぼうが夜間飛ぼうがかってです。どうしてなのでしょう？

日本の航空法 81 条では国土交通省が定める高度以下で飛行してはいけない事になっています。人口密集地では建物から 300m の高度、人のいないところでは 150m と。しかし「日米地位協定と国連軍地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」の中で “航空法第 6 章の規定は適用しない” となっているから自由に飛べます。だから日本全土に低空飛行訓練ルート（7～9 か所）があり、しかも基地間移動と言って勝手に飛び回るのです。

ドイツでは米軍の訓練にはドイツの許可・承認・同意が必要。イタリアではイタリア司令官への事前通告・承認が。ベルギーでは自国軍より厳しく規制し低空飛行を禁止。イギリスでは飛行の禁止・条件を課すことができます。

日本では更に国内法の適用除外の特権が地位協定 5 条・9 条で出入国にパスポート必要なし、入港料・着陸料も課せられないと規定されているのです。

以上のような考えで運用されているので騒音について国民が裁判所に訴えても、たとえ米軍機騒音が賠償責任以上の音であり賠償金を認めて “日本が支配できない第三者（米軍）の行為については司法も何もできない” という「第三者行為論」をもって米軍機の飛行差し止めは出来ないと言う判決が出されます。これって日本は主権のある独立国なのだろうかと疑問を感じてしまいます。

ドイツでは騒音軽減委員会が設置されている。又住民・自治体が原告となり連邦を訴えることができる。イタリアでは地域委員会で各自治体の意見をあげている。受け入れ国の住民自治も主権もないのが日米地位協定です。

横田空域・岩国空域

羽田空港に多くの民間航空機が離発着しています。横田基地に米軍の空域管制 = 横田ラップコンがあるので房総半島の方へ飛び立ち高度を上げてから関西方面

に飛んでいます。時間的ロスも大きく経済的不利益を受けています。

地位協定 6 条で米軍の航空交通管理権・通信体系が規定され両政府の当事者の取り決めをとなっていますが危険なので民間航空機は米軍管理下の空域には入っていきません。ラブコンの根拠法令が無くても米軍が優先されている事例です。

ヨーロッパでは横田空域のように米軍が占有する空域はないのです。

環境汚染問題

地位協定 4 条で合衆国は日本国との基地を返還するにあたって現状回復の義務はないと規定されており、基地の中が汚染物質で汚染されていてもそれを取り除く義務はないことになります。又、環境問題に関する日本国内法の適用がないので多くの問題を残しています。

ヨーロッパでの現地調査から自国の主権が確立され対等に米軍を規制するのがN A T O の標準であることが明らかに。それに引き換え、治外法権で領域主権が認められず立ち入り権も捜査権もない状況に覆われているのが日本。この状況に対して沖縄県、渉外知事会、全国知事会、日弁連、そして多くの国民が日米地位協定の改定を要求し始めています。

日本国憲法の平和主義の内実を我々のものにして不平等な日米地位協定を抜本的に改定させましょう。

*参考文献 前泊博盛編「日米地位協定入門」

沖縄県「他国地位協定調査報告書（欧州編）」

日弁連「日米地位協定の改定を求めて」など